

令和 7 年 6 月 27 日

集計した労務数量に係る端数処理の一部変更について(お知らせ)

令和 7 年 6 月 26 日付け告示の建物清掃業務の一般競争入札において、保全業務費の積算に係る労務数量の端数処理について、このたび、下記のとおり取扱いの一部を変更しましたのでお知らせいたします。

記

- 対象:清掃対象延床面積が 1,000 m²以下の長期継続(月額)契約を行うもの

建築保全業務積算要領で示す歩掛表において、小規模施設に見られる定期清掃のみに計上される従事者区分(例:清掃員 A)において集計した労務数量の端数処理を以下のとおり改める。

ただし、「日常清掃」及び「定期清掃」の両方に労務数量が計上されているもの及び総額契約のものを除く。

【端数処理の変更事項】

定期清掃の労務数量を年間(12 月)ベースの数値を基本とし、その数値に小数点第 2 位以下の端数がある場合は小数点第 2 位の数値を切捨てるものとする。

ただし、その集計した数値が「1」に満たない場合にあっては、小数点第 1 位の数値が 5 以下の場合は「0.5」、小数点第 1 位の数値が 5 を超える場合は「1.0」に切り上げるものとする。

そして、当該数値を 12 で割った数値の小数点第 4 位を切り上げた数値を、月額換算の労務数量とする。

〈算出例〉

定期清掃の年間(12 月)の清掃員 A の労務数量が「1.3545…」の場合

①小数点第 2 位以下を切捨てる。 端数処理後「1.3 人工」

②月額換算: $1.3 \text{ 人工} / 12 \text{ 月} = 0.10833 \cdots \text{ 人工/月}$

③上記②の数値の端数処理: 0.109 (小数点第 4 位切上げ)

④月額換算の清掃員 A の労務数量として「0.109 人工/月」を使用

※仮に①の数値が「0.5 以下」の場合は「0.5 人工」、「0.5 超 1.0 未満」の場合は「1.0 人工」として②に進み、結果以下の数値となる。

0.5 の場合: $0.5 / 12 \text{ 月} \div \underline{0.042 \text{ 人工/月}}$

1.0 の場合: $1.0 / 12 \text{ 月} \div \underline{0.084 \text{ 人工/月}}$

契約担当部局

札幌市財政局管財部契約管理課

電話 (011) 211-2152